

2025年3月19日

お客さま各位

西日本シティ銀行

個人番号の利用目的の変更について

当行は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の施行を踏まえ、2025年4月1日から、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を下記のとおり変更（追加）しますので、お知らせします。

記

（1）変更日

2025年4月1日（火）

（2）個人番号の利用目的（今回変更する箇所に下線を付しています）

当行は、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

当行は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の規定に基づき、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報について、同法で認められる範囲を超えた取得、利用または提供は行いません。

1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務
2. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
3. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
4. 預貯金口座付番に関する事務
5. 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
6. 災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
7. 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務
8. その他、法令等により個人番号の記載が必要な法定書類作成事務

以上